



令和6年11月1日

町 民 の 皆 様 へ

茨城県共同募金会利根町共同募金委員会
会 長 佐々木喜章

歳末たすけあい運動配分先及び申請方法について

本会の運営につきましては、日頃より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年12月は歳末たすけあい月間となります。配分先及び申請方法について、本紙裏面のとおりととなっております。配分を希望される方は、裏面をご確認の上申請をお願いします。

歳末たすけあい運動について

1 主旨

「地域歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として住民やボランティア・NPO団体、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開し、望まない孤独や孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図るものです。

2 スローガン

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

(配分先及び申請方法は裏面をご参照ください)

○配分先・申請方法

※（１），（２），（６）においては，生活保護費受給者（世帯）を除く。

※基準日は令和６年１月３０日です。

※下記全てにおいて申請を必要とします。

※申請書は１２月２日（月）必着。

（１）低所得世帯

対 象	他からの援助が無く援助が必要と認められ，年間収入がおおむね下記収入基準表の低所得世帯。
申請方法	１１月１４日以降に、地区担当の民生委員さんにご相談ください。

収入基準表（生活扶助基準参考）

世帯人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人
年間収入額	972,000 円	1,327,000 円	1,572,000 円	1,759,200 円	1,908,000 円	2,162,400 円
世帯人数	７人	８人				
年間収入額	2,340,000	2,488,800				

（２）準要保護児童

対 象	利根町教育委員会から準要保護の認定を受けている世帯
申請方法	利根町社会福祉協議会から案内を送付しますので，内容をご確認後，利根町社会福祉協議会に直接申請をしてください。

（３）障がい者当事者団体

対 象	利根町内に拠点を置き活動を行っている障がい者当事者団体
申請方法	利根町社会福祉協議会に直接申請をしてください。

（４）ふれあいサロン

対 象	利根町社会福祉協議会に登録しているふれあいサロン
申請方法	利根町社会福祉協議会に直接申請をしてください。

（５）介護者リフレッシュ事業

対 象	利根町社会福祉協議会開催の介護者リフレッシュ事業参加者
申請方法	介護者リフレッシュ事業へ参加申込をしてください。

（６）一人暮らし高齢者

対 象	町内在住の一人暮らし高齢者（75 歳以上）
申請方法	地区担当の民生委員さんにご相談ください。

お問合せ先 利根町社会福祉協議会（電話 6 8 - 7 7 7 1）